

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年4月12日

だいしん信用組合
金融整理管財人

一. はじめに

当組合は、平成13年4月6日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行いました。

これを受け平成13年4月6日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成13年9月17日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成13年4月6日に選任されてから直ちに開始しましたが、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の刑事上や民事上の責任を明確にするための調査を継続しておりますので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

二. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから、就任後、金融整理管財人である弁護士及び金融実務経験者の2名を委員とし、事務局に金融整理管財人補佐人1名を当て「責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構等の協力を得て「責任解明委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しましたが、時効の問題及び主観的構成要件の該当性について、現時

点においては結論づけることができないことから、今までのところ訴追すべき不正行為を発見するに至っておりません。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

まず、旧経営陣が貸出金管理の重要性を十分認識し、適切な組合運営にあたってきたかどうかを調査いたしました。

次に、個別貸出案件について旧経営陣がどのように対応してきたかを知るため、直接組合破綻に結びついた大口不良貸出先10先を中心に調査を進めました。

余資運用については、損害賠償責任に結びつくような法令違反等がないか調査を進めました。

(2) 調査結果と検討

① 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果と検討

旧経営陣は、以前から組合の貸出金管理技術が未熟で審査能力を含めた貸出金審査体制も不備であったが、これを改善することなく、また金融環境の変化に即応した融資戦略の転換も効果的に実施せぬままに、相互扶助意識の強い中で旧来の手法に頼った受身の融資姿勢を踏襲してきました。

このように貸出金管理全般に関する総合的な欠陥を内包する中で組合の体力、業容をよく認識することなく、一部大口先の需要に応じて安易に新規融資、追加融資を行い、これらがここ数年急速に不良化してきました。

大口不良貸出先10先への個別貸出案件について調査したところ共通することは、相手先の業況や信用力の調査が不十分であること、返済財源を含め返済の確実性をよく把握していないこと、担保、保証人の徴求も保全に不足していたこと等あります。

金融整理管財人は上記の調査結果を慎重に検討・審議した結果、次のような結論に達しました。

旧経営陣は、金融環境の激変期において組合の貸出金リスク管理全般の改善・

改革に効果的に取り組まなかったことは、経営者としてなすべき義務を果たさなかつた職務懈怠の責めがあるものと考えます。

しかし、不良貸出先に対する個々の具体的貸出案件に対する代表理事らの対応をよく調査しますと、

イ. 不確実ではあるが一定の返済財源を見込んでいたこと。

ロ. 返済財源が確実でないため、手形貸付により極力短期融資とし、期日回収に努めていたこと。

ハ. 期日回収できない場合、不十分ではあるが担保の追加、保証人の追加に努めていたこと。

など、債権保全に努力してきた形跡も見られます。

このような一定の債権保全努力の形跡を無視し得ぬものの、旧経営陣は固定化した先への追加融資など安易な貸出を重ねてきたことは紛れのない事実であります。

しかしながら、金融整理管財人としては旧経営陣に対し、具体的に訴訟を提起するには、当時の審査資料が極めて乏しく、貸出先の信用調査や返済財源の把握、担保評価など、貸出当時の融資判断の適否を認定することは現時点において妥当ではなく、これらの点をより更にきめ細かく調査し明確にすることが必要であると考えるものです。

以上のことから、残念ながら現状において訴追に踏み切るまでには至らなかつたものであります。

②余資運用に関する調査結果と検討

余資運用については、以前から既に相当多額の損失が発生しており、これをどのように処理するか苦慮していたものと考えられます。そして、こうした損失の解消に加え、貸出金の伸び悩み、収益の落ち込み等に迫られ、収益を重視するあまり運用に際して当然心がけられなければならない各種リスクに対する十分な配慮を欠いた極めて問題のある運用が行われていたものと判断されます。

これらの余資運用について、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査の上、違法性の有無の検討を行いました。

しかし、個人的な利益関係に基づいてなされたものではなく、また具体的な法令違反もなく、当時の諸状況に照らすとこれが全て著しく不合理で許容される裁量の範囲を逸脱して損害の発生をさせたと断じることもできず、残念ながら、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

(3) 今後の対応

今後、上記の責任解明委員会が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになりますので、同社において引き続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡する予定であります。